

工作物の石綿事前調査について (令和8年1月改正の内容)

大阪府 環境農林水産部 環境管理室
事業所指導課 大気指導グループ

工作物の現状の規定（令和6年度時点）

□ 建築物と工作物の定義

◆「建築物」：全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含むものであること。

◆「工作物」：「建築物」以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等があること。なお、建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物であるが、昇降路の壁面は建築物であること。

□ 事前調査の実施：全ての工作物の解体等を行う際に必要

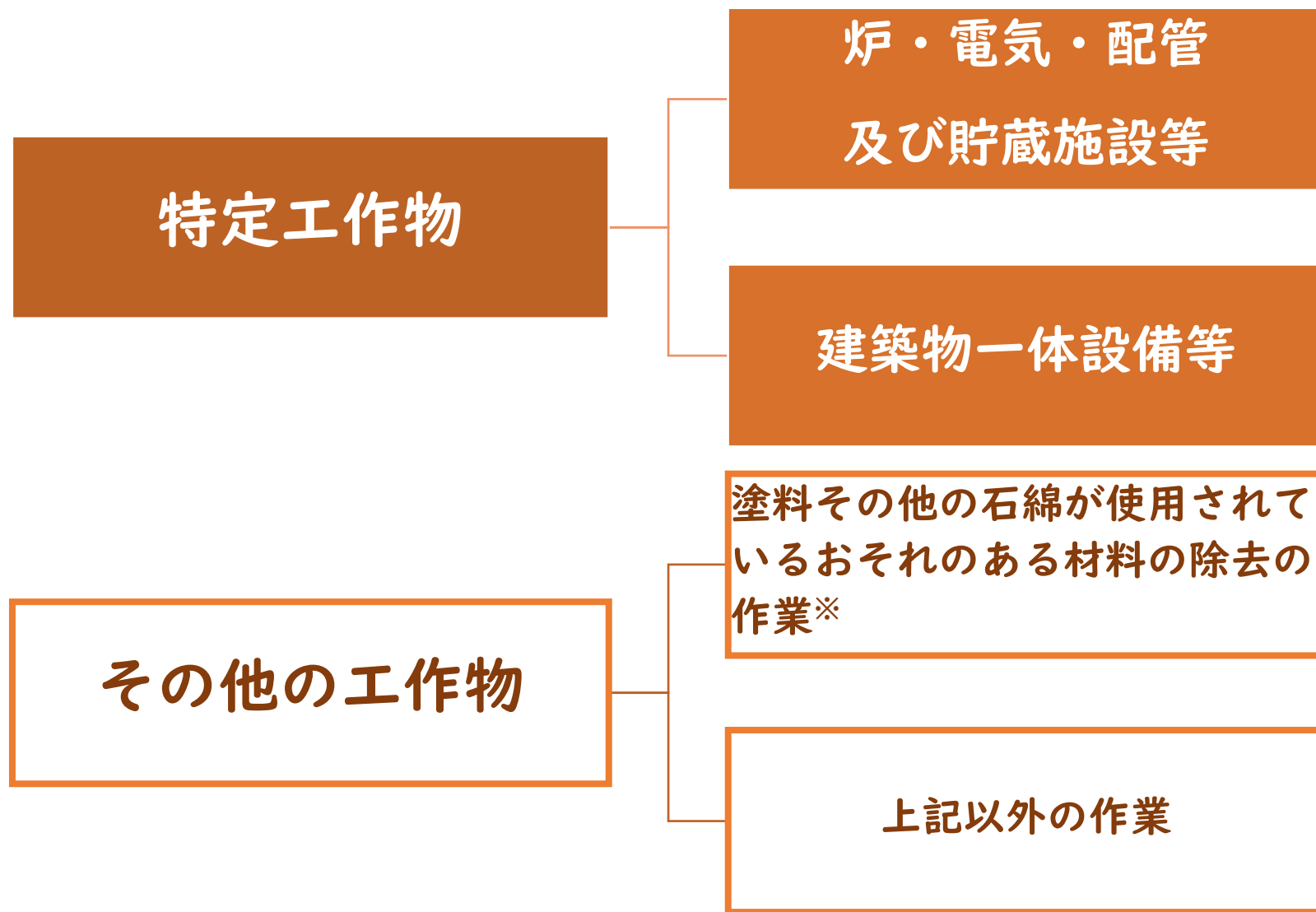
□ 事前調査の資格：現時点ではなし。（ただし調査者等に行わせることが望ましい。）

□ 事前調査報告（gBiz）：特定工作物（特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計が100万円以上であるもの。

特定工作物（環境省告示）

①反応槽、②加熱炉、③ボイラー及び圧力容器、④配管設備、⑤焼却設備、⑥煙突、⑦貯蔵設備、⑧発電設備、⑨変電設備、⑩配電設備、⑪送電設備、⑫トンネルの天井板、⑬プラットホームの上家、⑭遮音壁、⑮軽量盛土保護パネル、⑯鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、⑰観光用エレベーターの昇降路の囲い

工作物の種類



※塗料の剥離、補修された耐火モルタルや下地調整材などを使用した基礎の解体等を行う場合

特定工作物 (炉・電気・配管及び貯蔵施設等)

建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物。

- ◆炉設備 (①反応槽、②加熱炉、③ボイラー・圧力容器、⑤焼却設備)
- ◆電気設備 (⑧発電設備、⑨変電設備、⑩配電設備、⑪送電設備)
- ◆④配管及び⑦貯蔵設備 (炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用パイプライン及び貯蔵設備) ※上水道管は除く

※建築設備 (建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等) に該当するものは工作物ではなく、建築物。

※丸付き数字は環境省告示の番号

事前調査の資格 ⇒ 工作物石綿事前調査者
事前調査報告 (gBiz) ⇒ **必要**

特定工作物（建築物一体設備等）

- ◆⑥煙突
- ◆⑫トンネルの天井板
- ◆⑬プラットホームの上家
- ◆⑭遮音壁
- ◆⑮軽量盛り土保護パネル

- ◆⑯鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板（建築物（建屋）に付属している土木構造物）
- ◆⑰観光用エレベーターの昇降路の囲い

※建築設備（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等）に該当するものは工作物ではなく、建築物。

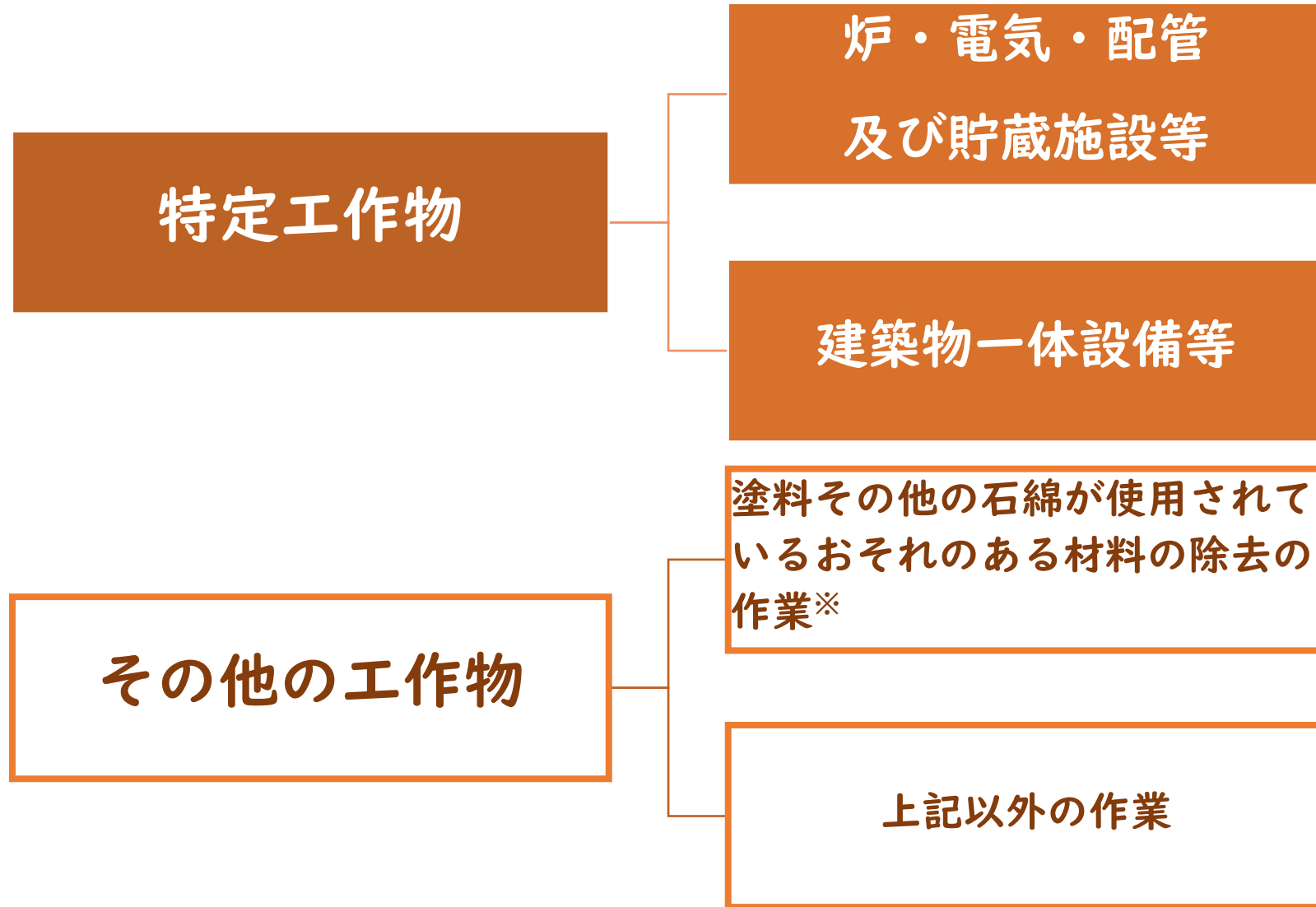
※丸付き数字は環境省告示の番号

事前調査の資格 ⇒ 工作物石綿事前調査者
or 一般建築物石綿含有建材調査者
or 特定建築物石綿含有建材調査者
or 同等以上の能力を有すると認められる者☆

事前調査報告（gBiz）⇒ **必要**

☆義務付け適用前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者

工作物の種類



※塗料の剥離、補修された耐火モルタルや下地調整材などを使用した基礎の解体等を行う場合

その他の工作物

(その他工作物の例)

- ◆エレベーター
- ◆コンクリート擁壁
- ◆公園遊具
- ◆仮設構造物（作業用足場等）
- ◆エスカレーター
- ◆電柱
- ◆鳥居
- ◆遊戯施設（遊園地の観覧車等）等

事前調査の資格

- 塗料その他の石綿が使用されているおそれのある材料の除去の作業（※）
 - ⇒ 工作物石綿事前調査者
 - or 一般建築物石綿含有建材調査者
 - or 特定建築物石綿含有建材調査者
 - or 同等以上の能力を有すると認められる者☆
- 上記以外 ⇒ 資格不要

事前調査報告（gBiz）⇒いずれも**不要**

※塗料の剥離、補修された耐火モルタルや下地調整材などを使用した基礎の解体等を行う場合

☆義務付け適用前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者

工作物の種類と分類まとめ

区分	対象工作物	事前調査の資格				事前調査報告の要否
		工作物	一般建築物	特定建築物	同等以上の能力を有すると認められる者 ^{※1}	
特定工作物告示 (令和2年厚生労働省告示第278号)に掲げる工作物(石綿使用のおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるもの)	<p>【建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物】</p> <p>○炉設備(反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備)</p> <p>○電気設備(発電設備、配電設備、変電設備、送電設備)</p> <p>○配管及び貯蔵設備(炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用パイプライン及び貯蔵設備)※上水道管は除く</p> <p>【注】建築設備(建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等)に該当するものは工作物ではなく、建築物の一部。</p>	○	調査不可	調査不可	調査不可	要
	<p>【建築物一体設備等】</p> <p>煙突、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛り土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板(建築物(建屋)に付属している土木構造物)、観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物に該当するものを除く。)</p> <p>【注】建築設備系配管(建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備の配管)は建築物の一部</p>	○ ^{※2}	○ ^{※2}	○ ^{※2}	○ ^{※2}	要
その他の工作物	<p>【上記以外の工作物】</p> <p>建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたもののうち、上欄以外のもの。(エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物(作業用足場等)、遊戯施設(遊園地の観覧車等)等)</p> <p>【注】資格を設けない場合でも、適切に調査を実施できるよう、様式やチェックリストを作成する。</p>	○ ^{※2}	○ ^{※2}	○ ^{※2}	○ ^{※2}	不要
	<p>塗料その他の石綿が使用されているおそれのある材料の除去の作業^{※3}</p> <p>上記以外</p>	資格不要				

※1 義務付け適用前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者

※2 いずれか一つの資格があれば調査可能

※3 塗料の剥離、補修された耐火モルタルや下地調整材などを使用した基礎の解体等を行う場合

【参考】工作物石綿事前調査者講習標準テキスト 表1.1工作物の分類 [リンク・資料 | 石綿総合情報ポータルサイト \(mhlw.go.jp\)](#)

【参考】 要注意① 特定工作物としての電気設備

○空調・照明設備

電気設備専用の空調設備・照明設備も「電気設備」（⑧発電設備、⑨変電設備、⑩配電設備、⑪送電設備）として『特定工作物』

（例）

- ✓ 工作物対象に特化した空調設備
- ✓ 発電所等でも上家のある建築物ではなく、特定工作物のみへの空調を行っている空調設備

→ 「工作物石綿事前調査者」による調査が必要

【参考】 要注意② 配管設備

下水管 → 『特定工作物』

上水道管 → 『その他の工作物』

※建築設備に該当するものは工作物ではなく、建築物。

【確認時における注意点】

- 管材のほか、フランジやバルブなどの箇所に、ガスケットやパッキンといった石綿を含有している資材（シール材関係）が使用されている可能性がある。
- 配管廻りに石綿含有の保温材が施工されている場合がある。

【参考】 要注意③

観光用エレベーター

観光用エレベーター※の昇降路の囲いは『特定工作物』

(建築物に該当するものを除く。)

※観光用エレベーターとは

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第2項第1号に規定する「乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）」のうち、乗用エレベーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）をいう。（大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令等の施行等について（令和5年6月23日環水大大発第2306231号）

(例)

- ✓ ホテル、ショッピングモール、高層ビルの外の景色が観れ、人が使用する乗用エレベーター（展望用エレベーター）
- ✓ 建物の屋外に設置されているエレベーター

【確認時における注意点】

- エレベーター本体は『その他の工作物』となる。
- 建築物内に設置されたエレベーターの昇降路の壁面は『建築物』となる。
- ガラス張りの観光用エレベーターの場合、ガラスのシール材も『特定工作物』となる。
(エレベーター本体のシール材であれば『その他の工作物』)

**制度をご理解いただき、
法令遵守をお願いいたします**

大阪府 環境農林水産部 環境管理室
事業所指導課 大気指導グループ



大阪府